

平成 24 年 5 月 17 日

## 国家戦略の視点から見た科学技術イノベーション を支える人材の育成について（提言）

### 総合科学技術会議有識者議員

相澤	益男
奥村	直樹
今榮	東洋子
白石	隆
青木	玲子
中鉢	良治
平野	俊夫
大西	隆

### はじめに

昨年 8 月、総合科学技術会議は、国家戦略としての科学技術イノベーション政策を、第 4 期科学技術基本計画として取りまとめた。このたび、国家戦略会議において、教育システムの改革に関する検討が進められるに当たり、科学技術イノベーションを支える人材育成の観点から、次のように提言する。

### 1. 政策推進の在り方

科学技術イノベーションを支える人材育成は、大学院を中心に行われてきているが、これまでの大学院等の人材育成における我が国のグローバル化対応は不十分と言わざるを得ない。喫緊の課題として、大学及び大学院の教育システムを、グローバル化対応の観点から、機能強化、再構築する必要がある。そのため、国は、グローバル化に対応した大学・大学院教育システムの現状を俯瞰的に捉えて、解決すべき課題の特定とその解決方策の基本方針を決定する。その方針に基づき、各レベルの実施主体（国、関係府省、各大学）は、担当すべき課題の解決に向けて、実効策の工程表を作成し、国全体として改革を推進すべきである。

### 2. 国家戦略としての目標

(1) 学位に関する質保証システムの制度を確立する。これに基づいて、学位

の社会的信認の回復を図り、国際的な水準で働ける高度な専門人材（研究開発人材を含む）を確実に育成するとともに、国際的な頭脳循環のハブを我が国に保有するという人材戦略に資する。

(2) 最高水準の研究者を相当規模擁する研究領域の国際的コアを強化することにより、特色ある研究大学（Research University）を形成する。これにより、世界から有為な研究人材を吸収し、継続的に研究開発力向上に資する。また、研究開発法人、産業界等との間の人材循環をより活発にして、知の創造力とイノベーション創出の機能を強化する。

(3) 以上の目標の達成に向けて、各大学・大学院の目的を明確にした機能分化に基づく多様な評価軸の存在を前提としつつ、教育及び研究の実績評価に基づき配分されるよう、国立大学法人運営費交付金等の配分方針の見直し（学科・専攻単位の相対評価結果の資源配分への反映等）を行う。また、教育及び研究の実績を上げるためには、法人としての大学のマネジメント改革が重要である。組織としての競争力を強化するために、速やかに法改正の検討を含めて、学長の権限と責任を明確にしたマネジメント体制を確立する。

### 3. 目標達成のための重点的取り組み

#### (1) 教育に関する取り組み

大学及び大学院における教育カリキュラムの改革を推進する観点から、分野別質保証制度の検討を加速し、国際標準に適合するものとした上で、速やかに試行・実施に移す。また、教育カリキュラム修了者の学習成果を評価する仕組みを整備し、学位認定の質保証を社会による評価も加えて実効あるものとする。さらに、教員のテニユア取得要件の一つとして教育能力を適切に評価する仕組みを導入し、定期的に能力・実績評価を行う。

以上の、教育カリキュラム、学習成果、教員の教育力に対する3つの質保証のためのシステムを政策として一体的に推進することにより、雇用に関してグローバル水準の競争力を有する学位取得者を育成する大学及び大学院教育システムの構築という目標の達成を早期に実現する。

#### (2) 研究に関する取り組み

世界をリードする持続的な研究拠点の形成を推進する。目指すのは、世界最高水準の研究者を相当規模擁する研究領域のコアとしての強化であり、領域ご

とに研究パフォーマンスの国際的優位性を向上し、弛まず進化を続ける組織である。その成否は構成する教員、研究者の活動成果によることから、当該研究領域、専攻の研究成果について定期的に相対評価を行う。これらのコアは、世界に開かれ、つながり、グローバル・ネットワークのハブとして、世界を先導する役割を果たしうる。

このほか研究面における関連施策として、戦略的に重要な研究拠点への重点支援、科学研究費の配分方式の見直し、競争的資金制度の改革（執行ルールの一統化・柔軟化）、国際共同研究及び若手の海外派遣に関する戦略的取り組みの推進、ポストドクター制度の是正等に重点的に取り組む必要がある。

### **（3） マネジメントに関する取り組み**

質の高い大学を構築するためには、基盤となる人事・財務・資産等に関する大学のマネジメントについて、独立した法人として、グローバル水準の迅速性と柔軟性を持った判断・実行ができる環境を整備する。特に、国立大学に関しては、教育・研究組織の再編成、執行機関たる学長の権限と責任の明確化、教職員の公正な人事評価と適切な処遇への反映等の課題が指摘されている。これらのガバナンスに関する課題について、国立大学法人法及び関連法令の見直しを含めて方策を検討する。

このほかマネジメント面における関連施策として、大学の機能分化に係るグラウンドデザインの策定、大学認証評価基準・方法のグローバル化、経営のPDCAサイクルに資する国立大学法人会計基準の見直し等に重点的に取り組む必要がある。